

第 5 回浜田市農業委員会総会会議録

日 時：令和 6 年 6 月 26 日（水）9：30～10：17

場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B

1 出席委員

【農業委員】(14 名)

1 番 中田 善喜	2 番 佐々木京子	3 番 大崎 健太	6 番 原田 義一
7 番 野上 省三	8 番 皆本 浩己	9 番 豊田 知世	10 番 川神 昌暢
11 番 河上 昭二	14 番 岩谷 淳志	15 番 藤若 裕香	16 番 三浦 寿紀
18 番 玉田 一	19 番 南谷 勇		

【農地利用最適化推進委員】(17 名)

1 番 河野 恒弘	1 番 近重 邦昭	2 番 永見 繁廣	3 番 河西 堅
4 番 小松原 常雄	5 番 永見 昌之	6 番 道下 文男	7 番 領家 悟
10 番 大谷 数義	11 番 長野 昭三	12 番 高橋 久美子	13 番 橋本 安延
14 番 田村 邦麿	15 番 河崎 健	16 番 野村 明治	18 番 串崎 美之
19 番 大森 一利			

2 欠席委員

【農業委員】高橋伸幸、岡本健治、青葉 真、稲田勝志、柿元信次

【農地利用最適化推進委員】永見 孔

3 出席職員

【農業委員会事務局】木原事務局長、岡本農地係長

【農林振興課】堂原農業振興係長、松本会計年度任用職員

4 次 第

(1)開会

(2)報告事項

農業用施設に供する届について（1 件）

公共事業による廃土処理届出（期間延長）（1 件）

(3)議案

議第 1 号 農業振興地域整備計画の変更について（3 件）

議第 2 号 農用地利用集積計画の策定について（利用権設定 20 件）

議第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（4 件）

議第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（1 件）

議第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（1 件）

(4)閉会

議 長	はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第4条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。
事務局長	本日、欠席の連絡がありました農業委員は、4番 高橋委員、5番 岡本委員、12番 青葉委員、13番 稲田委員、17番 柿元委員、以上5名です。 早退の農業委員は、2番 佐々木委員、以上1名から申出がありました。 なお、農業委員の出席は、現在14名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。 なお、農地利用最適化推進委員の欠席は、8番 永見孔（とおる）委員から欠席の連絡をいただいております。
議 長	事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。 ただいまから第5回浜田市農業委員会総会を開催いたします。 続いて、浜田市農業委員会会議規則第15条に規定する議事録署名委員を指名いたします。9番：豊田委員、15番：藤若委員、よろしくお願いします。 本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくお願いします。 それでは、「次第」の1番目「報告」です。報告は、農業用施設に供する届が1件、公共事業による廃土処理届出が1件です。事務局の説明をお願いいたします。なお、事前質問がありましたら、事務局の説明を併せてお願いします。
事務局	それでは、農業用施設に供する届「1号」について説明します。地目は農地のまま、農地の形状などを変更するもので、許可案件ではありませんが、総会でいただきましたご意見、ご指摘等があれば申請者へお伝えさせていただきます。 場所は、周布まちづくりセンターから約1,400m南東の吉地町2町内です。届出は、吉地町の田、2筆、237㎡のうち75㎡で、農作業道、進入路の設置です。工事期間は、令和6年7月1日から8月31日頃までの予定です。 申請地は農用地区域内、都市計画区域内の用途指定なしで第2種農地と判断いたしました。「周辺地域や農地に影響がないようにすること。」「当該届出のあった利用目的以外の利用をしないこと」「事業後は、すみやかに完了届を提出すること。」などの条件があり、届出者に指導しております。 公共事業による廃土処理届出「3号」について説明します。場所は、旭町都川まちづくりセンターから約870m南南西の都川4です。こちらは、林地崩壊防止事業として、廃土量約50㎡を、工事個所が土地所有者の家の裏ということで、現地から近く経済的であり、また、所有者の希望により畑として整備する計画となっております。工事期間は、7月1日から8月30日までの予定となっております。 事前質問がありました。農業用施設1号について、現地写真は既に一部道路になっていますが、その工事について、届出はありますかとの質問ですが、県事業による県道美川周布線の改良工事及び水路の改修工事のため、農業委員会への届出はありませんでした。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、「次第」の2番目、議案に入ります。 「議第1号、農業振興地域整備計画変更」について、浜田市より意見を求められております。 それでは、農林振興課の説明をお願いいたします。

農業振興係長	農業振興地域整備計画変更について説明させていただきますので、よろしく願いいたします。事前に浜田農業振興地域整備計画変更理由書という資料を送付させていただいていると思いますので、そちらをご確認いただきたいと思います。それでは、変更理由書の内容を説明させていただきます。 最初に「第 1 変更の理由」でございます。一般管理分の変更については、墓地進入路として、1 件 1 筆 74 m²、駐車場用地として、2 件 2 筆 618 m²、合計 3 件 3 筆、692 m²を除外したいと考えています。次に、「第 2 変更計画の概要」でございます。(1)農用地区域からの除外する土地として、合計 田 6.8 a、畑 0.1 a 合計で 6.9a となっております。(2)農用地区域に含める土地、(3)用途区分を変更する土地については、今回ございません。次に (4) 農用地利用計画変更総括表でございます。こちらについては、先程と同様、田については小数点以下を四捨五入した数字の 6 a、畑については数字が小さいため 0a となっており、合計で 6 a 減となっております。続きまして、除外の変更土地調書を記載しております。次に、変更要件確認表において、除外の要件確認内容を記載しております。次は、土地利用計画図に申請地の位置を示しております。それから、農用地利用計画の変更案として除外する地番を追加しております。最後に、個別の位置図及び写真を添付しておりますので、併せてご確認ください。今回は全部で、3 件の申出が出ております。 事前質問はありませんでした。 ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	以上で説明が終わりました。 何かご意見等がございましたら、お願いいたします。
三浦委員	2号3号の案件については、既に転用してあるように見えるが、どうか。
事務局	2号については、コンクリートののりはありますが、現況畑です。3号につきましては、5月の総会時に委員さんに現地確認をしていただきましたが、その後、農用地区域内であることは判明した案件で、まず除外の手続きと認めていただいた後、改めて、5条として、審議していただく案件で、既に進入路が整備されているということの「始末書」対象の案件です。
議 長	今回の農業振興地域整備計画変更につきまして、ご承認いただけます農業委員の方の挙手をお願いいたします。
委 員	～ 挙手 全員 ～
議 長	挙手、全員です。承認いたします。農業振興地域整備計画変更につきまして、そのように回答いたします。 続きまして、議第 2 号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められています。 また、事前の質問等がありましたら、事務局の説明をお願いします。

事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められております。 資料1 農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。 農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、20件、48筆、60,843㎡」で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。 公告期間は、「令和6年6月30日から令和6年7月13日までの14日間」、開始日を「令和6年7月1日以降」とされています。 事前質問がありました。1番から7番の案件について、農地周辺も含めた管理状況について、地元住民の理解度は改善されたかとの質問ですが、農地関連施設については、令和6年6月に設立された多面的組織には借受人も構成員として加わり、構成員全員で点検される予定です。現在貸借のある地権者には、改めて担当農業委員と借受人で訪問され、概ね合意があったと聞いています。 14. 16. 17. 18番の案件について、何を栽培されますかとの質問ですが、「にんにく」を栽培されるものです。 16の案件について、貸付面積と借入面積の不一致の理由はとの質問ですが、「貸付面積」は、「2,537㎡」が正当です。事前の質問は以上です。 ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	議第2号について、説明が終わりました。皆様方から何かありますか。
三浦委員	1番から7番の案件ですが、委員さんから状況を説明していただけないでしょうか。
野上委員	契約することについて、地権者の皆さんから、概ね了解をいただけたということです。
議長	それでは、採決に入ります。農用地利用集積計画について、承認いただける農業委員、推進委員の挙手をお願いします。
委員	～ 挙手 全員 ～
議長	挙手 全員 です。承認いたします。 続きまして議第3号 農地法第3条の規定による許可申請は、4件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	「8号」について説明します。場所は、浜田養護学校から約500m北北西の町内は国分町1町内になります。申請は、畑、3,621㎡で、有償による所有権移転です。譲渡事由は、高齢で耕作することができないため、既に現地を耕作しておられる譲受人に所有権移転するものです。「周囲に及ぼす影響は特になく、万一被害が生じた場合は、譲受人の責任において相手方と話し合い、責任を持って解決する」と申請されています。こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。 「9号」について説明します。場所は、小国まちづくりセンターから約600m北東の町内は徳田中町内になります。申請は、田、1,607㎡で、無償による所有権移転です。譲渡事由は、身体が不自由なことなどから耕作できないため、既に以前から借りていた土地を譲渡人の希望により所有権移転するものです。「周辺の関係者とは、排水等に関して合意しており、支障はありません。万一異議申し出があった場合は、譲受人の責任において対処する」と申請されています。こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労

	働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。 「10号」について説明します。場所は、JR 三保三隅駅から約1,200m北東の町内は西河内 谷町内になります。申請は、田、735 m²で、有償による所有権移転です。譲渡事由は、相続により土地を取得したが、耕作していないことから譲渡するとされ、既に以前から借りていた土地を譲受人に所有権移転するものです。「隣接は譲受人所有地であり支障はない」と申請されています。こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。 「11号」について説明します。場所は、久佐まちづくりセンターから約800m南東の町内は新生町内になります。申請は、田3筆、計4,310 m²で、無償による所有権移転です。譲渡事由は、高齢により耕作できないため譲渡するとされ、実家の土地を譲受人に所有権移転するものです。「周囲に及ぼす影響は特になく、万一被害が生じた場合は、譲受人の責任において相手方と話し合い、責任を持って解決する」と申請されています。こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。 事前質問はありませんでした。 以上です。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「8号」につきまして、「1番 河野委員」をお願いします。
河野委員	該当地は、既に譲受人が、農業経営しておられる案件ですので、特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	「9号」につきまして、「15番 藤若委員 または 河崎委員」補足説明をお願いします。
藤若委員	事務局の説明のとおり、既に耕作しておられるということで、特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	「10号」につきまして、「18番 玉田委員 または 串崎委員」補足説明をお願いします。
串崎委員	事務局の説明のとおり、以前から耕作しておられるということで、特に問題はないと思います。
議 長	「11号」につきまして、「5番 永見委員」補足説明をお願いします。
永見委員	先日、担当委員3人と事務局で現地を確認しました。当日は、譲受人さんにお会いすることはできませんでしたが、地元との関係を注視する必要があると考えています。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。
長野委員	「9号」について、筆が2筆ある中で、今回の移転ということでしたが、その田は既に同じ方が耕作しておられるのかお聞きします。
事務局	既に譲受人が2筆を耕作しておられます。

議 長	それでは、採決に入ります。 第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 全員 ～
議 長	挙手、 全員 です。承認いたします。 続きまして、議第4号 農地法第4条の規定による許可申請は1件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	「2号」について説明します。場所は、三隅支所から約250m北北東の、三隅3区になります。申請は、畑、28㎡で、転用目的は、顛末書も提出されていますが、今回の地目畑の申請地を進入路としても活用しておられ、今回この筆を含む4筆に個人住宅を改築予定で、資金証明は預金の残高がわかる写し等が提出されています。被害防止対策等につきましては、「生活廃水は合併浄化槽を通じ、また雨水は市道側溝へ排水するので周囲への影響はなく、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任を持ってこれに対処する。」と申請されています。許可の判断は、第3種農地で、農地法第4条第6項、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。 事前質問がありました。地目は畑とありますが、顛末書には、地目は田とありますが、どちらが本当との質問ですが、該当地目は「畑」が本当です。以上です。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	それでは、「2号」につきまして、「18番 玉田委員 または 串崎委員」補足説明をお願いします。
玉田委員	先日、農業委員と事務局とで現地確認を行いました。旧国道9号の改良工事もあり、その残地28㎡が今回の申請で、致し方ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。
三浦委員	顛末書の提出があり、その内容が間違えているということでしたが、それを訂正する必要があると思いますが、いかがでしょうか。
事務局	顛末書に捨て印もありますので、申請者に確認のうえ、訂正したいと思います。
議 長	それでは、採決に入ります。 第4条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 全員 ～
議 長	挙手、 全員 です。承認いたします。 続きまして、議第5号 農地法第5条の規定による許可申請は1件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	「7号」について説明します。場所は、浜田東中学校から約1,300m東北東の、上府町天神です。申請は、田2筆、計529㎡です。転用目的は、倉庫の建築及び住宅用地の拡張です。転用目的は、実家の近隣にある土地を借り受け、個人住宅を建築するものです。資金証明が提出されています。被害防止対策等につきましては、「生活雑廃水は合併浄化槽を経由して新設する市道側溝へ放流するので周囲への影響はなく、万一異議被害が発生した場合は、

	関係当事者間で話し合いのうえ、責任を持って対処する。」と申請されています。許可の判断は、第2種農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。 事前質問がありました。転用の目的に無償で借り受けて住宅を建設するとありますが、相続手続きを回避する手段としての行為との質問ですが、土地所有者は、住宅建設予定者の父親であり、今回は無償による借り受けとしての届出されています。 説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「7号」につきまして、「1番 近重委員」をお願いします。
近重委員	この案件につきまして、特に問題はないかと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ありませんか。 ないようですので、採決に入ります。第5条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 全員 ～
議 長	挙手、 全員 です。承認いたします。 その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 その他、事務局からありましたらお願いいたします。
事務局	今回はありません。
議 長	その他、無いようですので、以上を持ちまして、第5回総会を終了します。

終了 午前10時17分